

令和4年度 第4回全体庁議（5月18日開催）

区分	審議・ 報告	案件名 (担当部)	(1) 第二期けんこう帯広21の計画期間延長について[市民福祉部]
----	---------------	--------------	-----------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

今年度、計画の最終年度を迎える第二期けんこう帯広21について、国が策定している健康日本21(第二次)の計画期間延長を受け、国の新たな基本方針及び北海道の次期すこやか北海道21を勘案して策定するため、現計画期間を1年延長することを令和4年5月26日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 計画期間の延長理由

健康増進法に基づき、第二期けんこう帯広21の計画期間は、健康日本21(第二次)の計画期間と同様に、平成25年度から令和4年度までの10年間としている。

今般、国は、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため、医療費適正化計画等の期間と次期健康日本21の計画期間を一致させること等を目的とし、現計画を1年間延長としたほか、北海道は、健康増進計画である「すこやか北海道21」の計画期間を同様に令和5年度まで延長した。

このため、次期けんこう帯広21については、国の新たな基本方針及び北海道の次期計画を勘案して策定することから、現計画期間を1年間延長し、令和5年度までとするものである。

また、現計画では健康増進計画と自殺対策計画を一体的に策定していることから、自殺対策計画の現計画期間についても1年間延長するものとし、本年夏頃に示される国の自殺総合対策大綱や、令和5年度からを予定とする次期北海道自殺対策計画を踏まえて、次期計画の策定を行う。

なお、いずれの現計画も、変更後の計画期間において、従前から掲げている目標の達成に向けた取り組みを継続していく。

2 計画期間

(変更前)平成25年度から令和4年度までの10年間

(変更後)平成25年度から令和5年度までの11年間

■ 今後のスケジュール

- ・ 令和4年5月26日 厚生委員会において理事者報告
- ・ 令和4年度 アンケート調査及び第二期けんこう帯広21最終評価
- ・ 令和5年度 第三期けんこう帯広21策定
- ・ 令和6年度 第三期けんこう帯広21計画開始

■ 審議結果

- ・ 同内容で、5月26日厚生委員会へ報告することです承された。

■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし